

静岡労働局主催 「請負適正化セミナー ～偽装請負にならないために～」 において、「GJ認定制度」の説明をいたしました

2025年1月に実施されました静岡労働局主催の「請負適正化セミナー ～偽装請負にならないために～」において、製造請負優良適正事業者認定制度(GJ認定制度)について下記のとおり説明をいたしました。

GJ認定制度については、周知・普及を徹底するため、いろいろな機会を利用して都道府県労働局にもご協力をお願いしております。

静岡労働局においては、本年度行政運営方針において「いわゆる偽装請負、同一労働同一賃金に加え、雇用安定措置に関する事項等について、あらゆる機会を通じた情報把握に努めるとともに、違反を把握し、又はその疑いのある事業の指導監督に万全を期し、労働者派遣法及び職業安定法をはじめとする労働関係法令の適正な運営の確保につき徹底を図ります。」とされ、発注者、請負・業務委託を行う事業者も対象として、セミナーが実施されました。同セミナーにおいて、当協会にも時間をいただいで厚生労働省が策定した製造請負ガイドラインとGJ認定制度について解説いたしました。

3日間4回のセミナー合計で、342名の方が視聴され、静岡労働局が実施しましたアンケート結果によると88%の方から製造請負ガイドラインとGJ認定制度について、「わかりやすかった」との回答をいただきました。GJ認定制度は、製造請負ガイドラインに則した適正な請負の推進、雇用管理の改善を実現するための管理体制・実施能力が認められた製造請負事業者を「優良適正事業者」として認定する制度です。

今後とも、GJ認定制度の周知・普及に取り組んでまいります。



オンライン配信の様子

静岡労働局主催セミナー

令和6年度 請負適正化セミナー ～偽装請負にならないために～

● 対象

発注者、請負・業務委託を行う事業者

● 実施日と実施方法

- ・2025年1月10日(金)午前、1月16日(木)午後、1月24日(金)午前・午後の合計4回開催
- ・Zoom ウェビナーによるオンラインリアルタイム配信

● 次第

1. 労働者派遣事業と請負の区分に関する基準
偽装請負のリスク、適正な請負・業務委託のポイント、行政指導の事例
2. フリーランス法について
3. 適正な請負とGJ認定制度について

静岡労働局 需給調整事業課

静岡労働局 雇用環境・均等室

一般社団法人 日本BPO協会

【参考】

GJ認定制度ホームページ <https://yuryoukeoi.info/>



【お問い合わせ先】

製造請負事業改善推進協議会

受託者事務局：一般社団法人日本BPO協会 事務局 TEL:(03)6721-5361 FAX:(03)6721-5362